

2013年7月3日

株式会社電通

代表取締役社長執行役員 石井 直

(東証第1部 コード番号: 4324)

問合せ先責任者 広報1部長 河南 周作

TEL: 03-6216-8041

新株式発行および自己株式の処分ならびに株式売出しに関するお知らせ

平成25年7月3日開催の当社取締役会において、新株式発行および自己株式の処分ならびに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは「Good Innovation.」の企業理念のもとに、顧客の企業価値最大化のパートナーとなることを目指して、国内外で高水準のサービスを提供できる体制づくりを進めてまいりました。その中で、日本においてはトップ企業として様々な顧客の信頼を獲得しております。

近年、日本企業の海外展開が進み、日本国内における広告市場が成熟化しつつあります。これまで当社グループは海外事業については、自律経営を目指して、現地ビジネスに精通したマネジメントによって事業拡大を図ってまいりました。しかしながら、今後も持続的に成長していくためには、基盤となる日本の強みを生かしつつ、グローバル・メガ・エージェンシーと互角に戦っていただけるだけの本格的なグローバルネットワークの構築が必要不可欠であると考え、平成25年3月にグローバルな事業基盤とデジタル領域において高い競争力と実績を有する、英国の大手広告会社のイージス・グループ (Aegis Group plc、以下「イージス社」という。) を買収いたしました。イージス社を迎え入れた新しい当社グループは、世界110カ国で事業を展開する本格的なグローバル企業として、新たな一步を踏み出しております。

イージス社買収を通して、今後当社グループが真のグローバル企業として成長していくため、当社は2013年5月に中期経営計画「Dentsu 2017 and Beyond」(2013~2017年度)を策定いたしました。新中期経営計画では、既存の広告ビジネスの枠組みを超えた新しいマーケティング・コミュニケーションを創造し、比類ない当社グループ独自の価値を提供する次世代エージェンシー・ネットワークとなるために、全世界で顧客の事業をサポートするネットワークの構築と、デジタル時代の先頭を行く統合的なソリューションの開発・提供、そして強みである日本市場においても収益性を高めると同時に持続的成長の実現を目指していきます。

当社グループは上記を実現するために、この度新たに設定した中期経営計画における4つの戦略骨子である「グローバルでのポートフォリオ多極化」、「デジタル領域の進化と拡大」、「ビジネスプロセスの革新と収益性の向上」、「コア・コンピタンスである日本市場での更なる事業基盤強化」を推進してまいります。

今回の新株式発行および自己株式の処分による調達資金は、前述のイージス社買収に関わる短期借入金の一部返済に充当予定であります。本資金調達を通じて強固な財務基盤と財務柔軟性の確保を図

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および自己株式の処分ならびに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

ることにより、グローバル広告市場で勝ちぬくための成長戦略の実行および競争力向上を実現する施策を今後機動的に展開してまいります。

記

1. 公募等による新株式発行

- (1) 募集株式の種類および数 下記①および②の合計による当社普通株式 8,000,000 株
- ① 下記(4)①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 6,000,000 株
- ② 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 2,000,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 25 年 7 月 22 日(月)から平成 25 年 7 月 24 日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金および資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 国内および海外における同時募集とする。
- ① 国内一般募集
国内における公募による新株式発行に係る募集(下記「2. 公募等による自己株式の処分」に記載の、国内における公募による自己株式の処分に係る募集と併せて、以下「国内一般募集」と総称する。)は一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする国内引受会社(以下「国内引受会社」という。)に国内における公募による新株式発行に係る募集分の全株式を買取引受けさせる。当社普通株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況等の把握および配分に関しては野村證券株式会社が行うが、機関投資家に対する需要状況等の把握および配分に関しては野村證券株式会社、みずほ証券株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行う。
- ② 海外募集
海外における新株式発行に係る募集(下記「2. 公募等による自己株式の処分」に記載の、海外における自己株式の処分に係

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および自己株式の処分ならびに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

る募集と併せて、以下「海外募集」と総称する。)は海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)における募集とし、Nomura International plc および Morgan Stanley & Co. International plc を共同主幹事引受会社とする海外引受会社(以下「海外引受会社」という。)に対して上記(1)②に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。

なお、上記①および②ならびに下記「2. 公募等による自己株式の処分」(3)①および②に記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集 21,000,000 株(新株式発行に係る国内一般募集 6,000,000 株および自己株式の処分に係る国内一般募集 15,000,000 株)および海外募集 16,000,000 株(下記「2. 公募等による自己株式の処分」(1)②に記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式 14,000,000 株および上記(1)②に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式 2,000,000 株)を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

また、上記①および②に記載の各募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集、海外募集および下記「3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)のジョイント・グローバル・コーディネーターは野村証券株式会社およびモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社とする。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして公募等による新株式発行における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後(国内)の日まで。
- (7) 払込期日 平成25年7月29日(月)から平成25年7月31日(水)までの間のい

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および自己株式の処分ならびに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

ずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。

- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 資金使途 新株式発行により調達する資金は、国内における公募等による自己株式の処分に係る募集、海外における自己株式の処分に係る募集および本件第三者割当増資により調達する資金と合わせて全額を平成25年9月末までにイージス社の買収に係る短期借入金2,000億円の一部の返済に充当する予定である。
- (10) 払込金額、増加する資本金および資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他公募等による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 石井直、取締役副社長執行役員 中本祥一または執行役員 伊藤誠司に一任する。
- (11) 国内における公募による新株式発行に係る募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 公募等による自己株式の処分

- (1) 募集株式の種類および数 下記①および②の合計による当社普通株式29,000,000株
- ① 下記(3)①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式15,000,000株
- ② 下記(3)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式14,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、公募等による新株式発行の払込金額と合わせて、発行価格等決定日に決定する。
- (3) 募集方法 国内および海外における同時募集とする。

① 国内一般募集

国内における公募による自己株式の処分に係る募集は一般募集とし、国内引受会社に国内における公募による自己株式の処分に係る募集分の全株式を買取引受けさせる。当社普通株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況等の把握および配分に関しては野村證券株式会社が行うが、機関投資家に対する需要状況等の把握および配分に関しては野村證券株式会社、みずほ証券株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行う。

② 海外募集

海外における自己株式の処分に係る募集は海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集とし、海外引受会社に海外における自己株式の処分に係る募集分の

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および自己株式の処分ならびに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

全株式を総額個別買取引受けさせる。

なお、上記①および②に記載の各募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。ただし、公募等による自己株式の処分における処分価格（募集価格）は、公募等による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。

- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして公募等による自己株式の処分における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間（国内） 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は公募等による新株式発行における申込期間（国内）と同一とする。
- (6) 払込期日 平成25年7月29日(月)から平成25年7月31日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。なお、払込期日は公募等による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、処分価格（募集価格）、その他公募等による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 石井直、取締役副社長執行役員 中本祥一または執行役員 伊藤誠司に一任する。
- (9) 国内における公募による自己株式の処分に係る募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 お よ び 数 当社普通株式3,000,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。国内一般募集の需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定される。なお、売出価格は公募等による新株式発行における発行価格（募集価格）および公募等による自己株式の処分における処分価格（募集価格）と同一とする。）

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および自己株式の処分ならびに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

- (4) 売 出 方 法 国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から3,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役社長執行役員 石井直、取締役副社長執行役員 中本祥一または執行役員 伊藤誠司に一任する。
- (9) オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（下記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 3,000,000 株
種 類 お よ び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 公 募 等 に よ る 新 株 式 発 行 お よ び 公 募 等 に よ る 自 己 株 式 の 処 分 に お け る 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
決 定 方 法
- (3) 増 加 す る 資 本 金 お よ び 資 本 準 備 金 の 額 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成25年8月26日(月)
- (6) 払 込 期 日 平成25年8月27日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金および資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 石井直、取締役副社長執行役員 中本祥一または執行役員 伊藤誠司に一任する。
- (10) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および自己株式の処分ならびに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 公募等による新株式発行」および「2. 公募等による自己株式の処分」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から3,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、3,000,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成25年7月3日(水)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式3,000,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成25年8月27日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、国内一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年8月20日(火)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村證券株式会社は、国内一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引およびシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われな場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、上記記載の取引に関して、野村證券株式会社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、これらを行います。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および自己株式の処分ならびに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

2. 今回の公募等による新株式発行および第三者割当による新株式発行に伴う発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	278,184,000株	(平成25年7月3日現在)
公募等による新株式発行に伴う増加株式数	8,000,000株	(注)1.
公募等による新株式発行後の発行済株式総数	286,184,000株	(注)1.
第三者割当による新株式発行に伴う増加株式数	3,000,000株	(注)2.
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	289,184,000株	(注)2.

- (注)1. 海外引受会社が上記「1. 公募等による新株式発行」(1)②に記載の権利全部を行使した場合の数字です。
2. 上記「4. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	29,036,909株	(平成25年6月26日現在)
処分株式数	29,000,000株	
処分後の自己株式数	36,909株	

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

国内一般募集、海外募集および本件第三者割当増資による手取概算額合計上限120,066,000,000円については、全額を平成25年9月末までにイーグス社の買収に係る短期借入金2,000億円の一部の返済に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本資金調達を通じて強固な財務基盤と財務柔軟性の確保を図ることにより、グローバル広告市場で勝ちぬくための成長戦略の実行および競争力向上を実現する施策を今後機動的に展開することが可能となり、中長期的な収益の向上に寄与するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題と考えております。当社を取り巻く経営環境の変化に応じて、事業成長による企業価値の長期的な向上、継続的かつ安定的な配当、機動的な自己株式の取得等を組み合わせて、資本効率の向上を目指すとともに、総合的な利益還元を図ってまいります。各期の配当については、安定性を重視しつつ、持続的な事業成長のための投資に必要な内部留保、連結業績動向、財務状況等を総合的に勘案して決定してまいります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は中長期的な経営の安定性・財務の健全性に留意しつつ、企業活動のグローバル化やテクノロジーの発展などの事業環境変化に対応し、将来の事業基盤確立に向けて着実な努力を重ねていく必要があると認識しております。その上で、配当決定にあたっては、各期の業績および中長期的な業績見通し、ならびに今後の投資計画を含む資金状況や財務の健全性等を総合的に勘案し、慎重に検討してまいります。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および自己株式の処分ならびに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、借入金返済の原資に充て、健全な財務体質を維持しつつ、引き続き顧客の課題解決のための統合的・専門的能力向上に向けた海外市場も含めた事業基盤の整備・強化や、各種新規事業開発への投資、優良コンテンツの開発・取得などを含む収益基盤の整備・拡充等に有効に活用することで、当社グループの競争力および収益力の一層の向上を図っていく所存です。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益	86.84円	118.69円	145.84円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	29.50円 (14.50円)	31.00円 (15.00円)	32.00円 (16.00円)
実績連結配当性向	34.0%	26.1%	21.9%
自己資本連結当期純利益率	4.4%	5.7%	6.5%
連結純資産配当率	1.5%	1.5%	1.4%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および自己株式の処分ならびに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	2,480 円	2,160 円	2,660 円	2,792 円
高 値	2,800 円	2,663 円	3,035 円	3,920 円
安 値	1,858 円	2,042 円	1,747 円	2,550 円
終 値	2,147 円	2,636 円	2,791 円	3,465 円
株価収益率	24.7 倍	22.2 倍	19.1 倍	—

(注) 1. 平成26年3月期の株価については、平成25年7月2日(火)現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

国内一般募集および海外募集に関連して、当社は、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり当該募集に係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換されうる有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資および株式分割に伴う当社普通株式の発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

ジョイント・グローバル・コーディネーターは、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部または全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および自己株式の処分ならびに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。